

青森県食育推進会議設置要綱の一部改正（案）について

1 改正内容

- ・委員の任期について定める。（委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。）
- ・その他、所要の整理を行う。

2 改正理由

- 県の附属機関及び懇話会等^(注)の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めた「附属機関等の管理に関する要綱」において、附属機関の委員は、原則として在任期間が10年を超えることができないものと規定されており、懇話会等の構成員の選任についても、この趣旨に従うものとされている。

（注）青森県食育推進会議は、「懇話会等」に該当。

- 青森県食育推進会議設置要綱では、委員の任期に関する定めがなく、平成18年の会議設置から10年以上が経過しているため、委員の任期について規定し、定期的に見直しをすることが適当である。

3 青森県食育推進会議設置要綱 新旧対照表（案）

別添のとおり

4 改正後の要綱に基づく運用方針（案）

- 委員の任期については、令和4年度に委員全員に対して委嘱手続きを行い、当該委嘱の日から起算する。
- 再任の判断は、所属団体の推薦に基づき委嘱している委員については、原則として所属団体の判断によるものとし、その他の委員については、本人の意向等を確認した上で県が判断するものとする。

青森県食育推進会議設置要綱 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1条・第2条 （略）</p> <p>（組 織）</p> <p>第3条 会議は、<u>会長、副会長及び委員</u>で構成する。</p> <p>2 会長は、<u>知事</u>をもって充て、副会長は、<u>農林水産部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。</p> <p><u>（任 期）</u></p> <p><u>第4条 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>（会 議）</p> <p>第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（部 会）</p> <p>第6条 会議の所掌事項に関し、さらなる検討を行うことを目的として、必要に応じ、部会を設置することができる。</p> <p>（事務局）</p> <p>第7条 会議の事務局は、青森県農林水産部食の安全・安心推進課に置く。</p> <p>（その他）</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第1条・第2条 （略）</p> <p>（組 織）</p> <p>第3条 会議は、<u>別表に掲げる者</u>で構成する。</p> <p>2 <u>会議に会長及び副会長を置き</u>、会長は知事をもって充て、副会長は農林水産部長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。</p> <p>（会 議）</p> <p>第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（部 会）</p> <p>第5条 会議の所掌事項に関し、さらなる検討を行うことを目的として、必要に応じ、部会を設置することができる。</p> <p>（事務局）</p> <p>第6条 会議の事務局は、青森県農林水産部食の安全・安心推進課に置く。</p> <p>（その他）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。

この要綱は、令和4年〇月〇日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。